

平成27年度石油製品利用促進対策事業費補助金（石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの）

補助金申請の手引き

公募説明会資料

平成27年4月

日本LPガス団体協議会

石油製品利用促進対策事業費補助金（石油製品利用促進対策事業のうち、
石油ガス災害バルク等の導入に係るもの） 補助金申請の手引き

目 次

当該補助事業について1
1. 目的	
2. 適用	
3. 内容	
(1) 補助金の対象となる設備	
(2) 補助金の対象となる設置場所	
(3) 補助金の対象となる経費	
(4) 補助金の率について	
(5) 申請者の資格	
(6) 申請の条件	
(7) 申請の受付期間	
(8) 補助金の交付の審査	
(9) 「石油ガス災害バルク等」の詳細について	
(10) 「石油ガス災害バルク等」の一覧表	
補助事業のフロー図6
当該補助金に係わる手続き7
(1) 補助事業の募集	
(2) 補助金交付申請	
(3) 申請書類	
(4) 「設備費」及び「設置工事費」の契約に係る注意事項	
(5) 利益等排除について	
(6) 申請書類の提出先及び方法	
● <申請書作成に当たっての注意事項>	
(7) 交付決定通知書	
(8) 「石油ガス災害バルク等」の購入	
(9) 計画変更の承認	
(10) (様式第1) 補助金交付申請書	
(11) (別紙1) 補助事業に関する実施計画書	
(12) (別紙2) 暴力団排除に関する誓約事項	
(13) 申請書類の提出先及び方法	
(14) (様式第4) 計画変更承認申請書	
(15) (様式第1) 補助金交付申請書の書き方見本(病院がリースを使って設置する場合)	
(16) (別紙1) 補助事業に関する実施計画書の書き方見本(日団商事株式会社の場合)	
(17) 別添1(審査手順)	

当該補助事業について

1. 目的

大規模な災害等が発生した時に、系統電力や都市ガスの供給が途絶した場合でも、公共施設、公的避難所、医療施設及び一時避難所となり得る施設等はライフラインの機能を維持することが求められます。

日本LPガス団体協議会は国の補助金の交付を得て、石油ガス災害バルク等の設置に要する経費の一部を補助することにより、もって災害等発生時においても、これらの施設等に対する石油ガスの安定供給の確保を図り、その機能を維持させることを目的としています。

2. 適用

この事業は、法令、交付要綱及び日本LPガス団体協議会が定める「業務方法書」及び「業務細則」により実施されます。補助事業者はこれらの法令、交付要綱及び業務方法書等の規定を遵守しなければなりません。なお、正式名称を本手引きでは以下のとおり略しています。

- (1) 日本LPガス団体協議会：日団協
- (2) 石油製品利用促進対策事業費補助金（石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの）交付要綱：交付要綱
- (3) 石油製品利用促進対策事業費補助金（石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの）業務方法書：業務方法書
- (4) 石油製品利用促進対策事業費補助金（石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの）業務方法書細則：業務細則

※ 業務方法書・業務細則は、日団協のホームページよりダウンロードできます。

3. 内容

- (1) 補助金の対象となる設備（以下、「石油ガス災害バルク等」といいます）
「石油ガス災害バルク等」とは、「容器（バルク含む）部分」、「バルクに接続する圧力調整器部分等（ガスメーターとガス栓含）」及び「燃焼機器」で一体的に構成されたものをいいます。
 - 1) 「バルク部分」及び「バルクに接続する圧力調整器部分等」は、LPガス設備製造事業者等からの申請に基づき、日団協が指定を行ったもの（HP参照）に限ります。
 - 2) 「燃焼機器」は、LPガス発電・照明ユニット、LPガス燃焼機器（調理、炊飯又は暖房に供するもの）ユニット及びLPガス給湯ユニットをいい、いずれか一つ以上のユニットを購入することと、災害等発生時にライフラインが途絶した場合でも、独立して稼働できることが補助金の条件です。
※従って、LPガス発電機を購入する場合は一個以上の照明機器を組合せて購入する必要があります。また、LPガス給湯ユニットは給湯器、発電機及びラインポンプを組み合わせると一つのユニットとしてください。
 - 3) 「容器（バルク含む）部分」のLPガスは、原則として災害等発生時以外にも常時使用されていることが補助金の条件です。また災害等発生時に備えて常時適量以上のLPガスを充てんしておかなければなりません。
- (2) 補助金の対象となる設置場所
 - 1) 災害等発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる病院、老人ホーム等
 - 2) 指定避難所等の公的避難所等（地方公共団体が災害発生時に避難所として指定した施設等）
 - 3) 災害等発生時に一時避難所となり得るような施設等
具体的には、一時的に避難所となり得るオフィスビル等、マンション等、公立学校、私立学校、幼稚園、保育園、工場、スーパー・コンビニ・チェーンの外食店舗、ホテ

ル・旅館等、公民館、集会所、神社、仏閣等（災害等発生時等に危険な状況となり得る施設を除く）で、その他多数の人々の為に炊き出し等ができる面積を有する施設をいいます。※LPガス充填所等への設置は補助金の対象外です。

(3) 補助金の対象となる経費

補助金の対象となる経費は「設備費」と「設置工事費」で、次のとおりです。

- 1) 設備費とは「石油ガス災害バルク等」の購入費
- 2) 設置工事費とは「石油ガス災害バルク等」の設置工事費等です。

注1) 常時使用の燃焼機器及び常時使用の配管・電気配線等部分は補助金の対象外です。詳しくは5ページを参照ください。

(4) 補助金の率について

- 1) 中小企業者は補助金の対象となる経費の2/3以内。
- 2) その他、大企業・地方公共団体等は、補助金の対象となる経費の1/2以内。
- 3) 補助金の交付限度額は、中小企業であるないに関わらず、一申請あたり10百万円。

注) 中小企業者の定義については、中小企業庁の定義に従っております。日本標準産業分類による業種を4区分（卸売業、小売業、サービス業、製造業その他）に分類し、それぞれの区分で、資本金の額（又は出資の総額）又は常時使用する従業者の数の基準のいずれかに該当するものを中小企業者としています。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

※『資本金の額又は出資の総額』又は『常時使用する従業員の数』のいずれかに該当することが必要です。

(5) 申請者の資格

- 1) 補助金の対象となる設置場所を所有又は管理する者で、「石油ガス災害バルク等」を購入し当該場所に設置をする者
- 2) 若しくは、「石油ガス災害バルク等」を購入し、補助金の対象となる設置場所を所有又は管理する者にリースし、当該場所に設置をする者です。

注) ここでいうリースとは業として行うリースに限ります。定款にリース業が記載されていることが必要です。

(6) 申請の条件

- 1) 交付決定前に「石油ガス災害バルク等」の購入の発注（契約）がなされていないこと。
- 2) 機器等の調達先、工事請負先に対する支払が、原則として銀行振込で行われること。
- 3) 補助事業が平成28年2月15日までに完了し、同日までに補助事業実績報告書を日団協に必着で提出できること。

(7) 申請の受付期間（予定）

第1回 平成27年5月18日（月）～6月12日（金）（日団協に必着）

第2回 第1回受付で予算を上回らなかった場合に改めて案内いたします。

※予算額を第1回で超えた場合は第2回目の受付はありません。

※上記期間で予算額に達しなかった場合は再度受付期間を設けます。

※申請の受付後、日団協はその内容を審査し適正と認められたものを審査委員会に付議し、その結果適正と認められた時は補助金の交付決定をします。補助金交付決定の後に事業の発注（契約）をすることができます。

(8) 補助金の交付の審査

日団協は、審査委員会を設置し、補助金の交付に関する必要な事項について審査します。

予算を超える申請があった場合、委員会は別添1（35ページに添付）の「審査手順」により優先順位をつけて採択を行います。

(9)「石油ガス災害バルク等」の詳細について

A.「容器での供給」の場合は、下記のとおり。

1)「シリンダー容器」は以下の機器とします。

①50kgシリンダー容器8本以上（サイホン式容器を除く）P5 注2)、参照ください。

2)「圧力調整器部分等」は以下の機器とします。

①ガス放出防止器

②高圧ホース

③供給ユニット（自動切替圧力調整器は必ず装備する。）

④マイコンメーター

⑤必要に応じて残ガス警報通信設備

⑥配管末端には二口ガス栓を5個以上設け、当該ガス栓を屋外設置に耐える構造のガス栓収納ボックス（防滴型）で保護すること。

B.「バルクでの供給」の場合は、下記のとおり。

1)「バルク容器」は以下の機器とし、日団協が指定したものに限りします。

①300kgバルク

②500kgバルク

③1,000kgバルク

④3,000kgバルク

2)「バルクに接続する圧力調整器部分等」は以下の機器とし、①～⑨迄は日団協が指定したものに限りします。

①供給ユニット（圧力調整器等）

②低圧フレキ管

③マイコンメーター

④原則としてバルクベース（災害等発生時において、コンクリートベース等が当該「バルク部分」及び「圧力調整器部分等」を保護するのに十分な強度が担保できる場合を除く）

⑤必要に応じてガードパイプ

⑥ガス検知器

⑦必要に応じて残ガス警報通信設備

⑧配管末端には二口ガス栓を5個以上設け、当該ガス栓を屋外設置に耐える構造のガス栓収納ボックス（防滴型）で保護すること。

⑨必要に応じて支柱ユニット

⑩必要に応じて蒸発器等（以降に記載のC及びDを稼働させるため、LPガス発生量を補う最小限のものを設置できるものとする。且つ大規模災害時等に系統電力が途絶した場合でも使用できることが条件。）

C. A又はBで定める機器と組み合わせて、下記いずれかのユニットを一つ以上必ず購入し設置するものとします。

①LPガス発電機・照明機器ユニット P5 注3)参照ください。

②LPガス燃焼機器（調理、炊飯又は暖房に供するもの）ユニット

③LPガス給湯ユニット

①、②及び③は大規模災害時等に系統電力の供給が途絶した場合でも使用できることが必要です。

D. 冷暖房設備がないと命に係わる人々を収容する病院又は介護施設等及び公共施設等は、

非常用設備として設置し、単独若しくは非常用発電機と組合せて使うことにより、妥当な冷暖房能力を発揮できるものであれば、必要に応じてLPガスヒートポンプ空調システムを購入し設置できるものとします。

※C及びDはプロパンを燃料とするもので、且つA、Bから燃料が供給されるものとします。

F. 設置については、次のとおりです。

地上式の場合は、コンクリート等強度のあるものの上に設置するものとし、50kgシリンダー容器の場合は2重にボンベチェーンを施す、バルク容器の場合は原則としてC型鋼又はH型鋼製スキッドベースの上にバルク容器等を固定する。また、地上式の場合は、必要に応じて防護柵等を設けること。

(10)「石油ガス災害バルク等」の一覧表

日団協が指定した「石油ガス災害バルク等」のうち「容器部分」と「圧力調整器等部分」一覧表はホームページに掲載します。

注1) LPガス配管又は電気配線等の「補助対象」又は「補助対象外」の区分について

1. 「常用のLPガス又は常用の電気」が流れる「LPガス配管又は電気配線等」

⇒ 「補助対象外」です。

2. 「常用のLPガス又は常用の電気」 + 「非常用のLPガス又は非常用の電気」が流れる「LPガス配管又は電気配線等」

⇒ 「補助対象外」です。

3. 「非常用のLPガス又は非常用の電気」が流れる「LPガス配管又は電気配線等」

⇒ 「補助対象」です。

注2) シリンダー50kg容器（サイホン式容器を除く）での供給の場合について

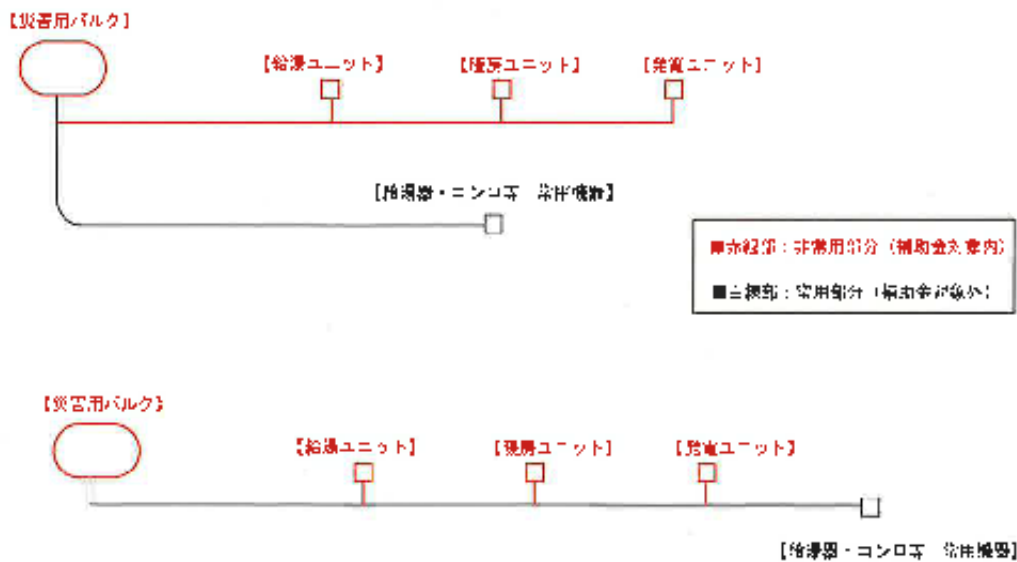
この場合は、配送センター等と補助事業者との「容器寄託契約書」又はこれに類するものを実績報告書に添付して提出していただきます。ご注意ください。

注3) 「発電機の負荷計算書」について

1. 非常時に避難所におけるライフライン維持のため、ポータブル以外の発電機を申請する場合は、当該発電機と接続して使用する各々の電気機器及びその負荷を明記した発電機の負荷計算書を提出ください。
また、ホータブル発電機を申請する場合は、当該発電機と接続して使用する電気機器の明細を提出ください。
2. 妥当と判断されない場合、発電機の発電能力を低減していただく場合がありますのでご注意ください。

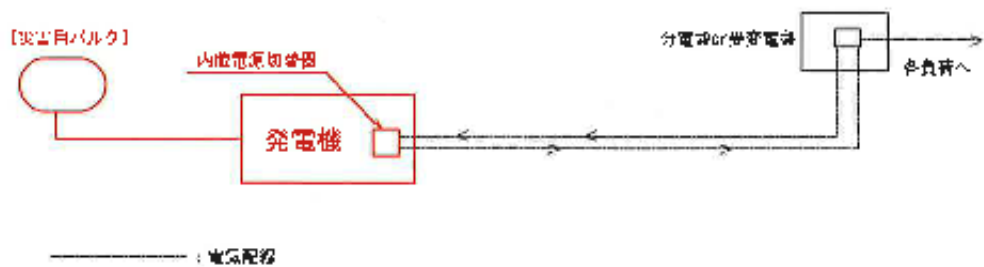
■補助対象範囲に関して

1. LPガス配管工事に関して



2. 電気工事（発電ユニットで定置式の発電機を導入する場合）

ー1. 発電機内の電源切替機を使用する場合



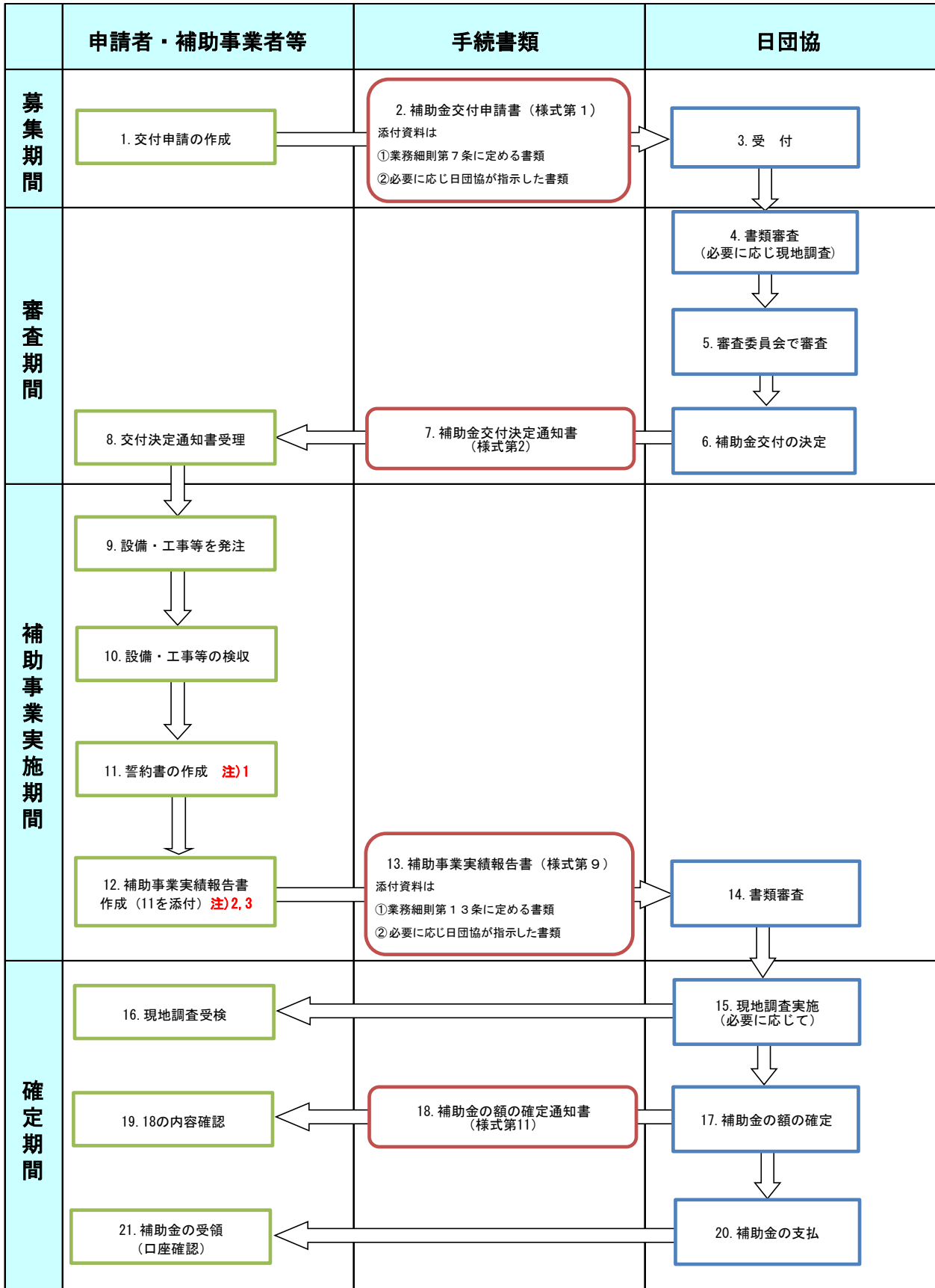
※この場合、分電盤or受変電設備より常用の電気を引込む為、配線工事は補助対象外

ー2. 別途、電源切替機を設置する場合



※この場合、各一点検検器は非常用の電気のみが流れる為、検知の対象となる。

補助事業のフロー図



注)1 誓約書を作成し提出する者は、以下のとおりとなります。

1) 購入して設置した場合は、「石油ガス災害バルク等」の所有者自身。

2) リース会社からリースを受けて設置した場合は「石油ガス災害バルク等」の管理者。

注)2 補助事業者がリース会社の場合は、上記2)の管理者から「誓約書」を取得して補助事業実績報告書に添付し、ご提出ください。

注)3 設備・工事等の代金支払は金融機関からの振込で実施し、金融機関印の押印された振込依頼書等の証憑書類の写しを補助事業実績報告書に添付し、平成28年2月15日迄にご提出ください。

当該補助金に係わる手続き

(1) 補助事業の募集

日団協は、公募説明会を開催するとともにホームページに公募の内容を掲示します。

(2) 補助金交付申請

補助金の交付を受けようとする事業者は、単独で又は共同して各々の募集期間内に補助金交付申請書（様式第1）に日団協が指定する書類を添付して提出ください。

注）「石油ガス災害バルク等」の購入と設置場所の所有又は管理者が同一の場合 → 単独申請
「石油ガス災害バルク等」の購入（リース会社）と設置場所の所有又は設置設備の管理者が別の場合 → リース会社と設置場所の所有又は設置設備の管理者の共同申請

(3) 申請書類（日団協ホームページよりダウンロードできます。）

補助金交付申請には、以下の書類を提出して下さい。

1) (様式第1) 補助金交付申請書

2) 補助金交付申請書の添付書類

①業務細則の（別紙1）「補助事業に関する実施計画書」

②上記「補助事業に関する実施計画書」で指定する書類

③法人にあっては、申請者及び利用者の法人登記簿謄本（3ヶ月以内）会社案内及び決算報告書（直近2ヶ年分）

※提出できない場合は原則として申請することができません。

※2年間連続して債務超過の場合は申請することができません。

④業務細則の（別紙2）「暴力団排除に関する誓約事項」

⑤日団協が必要と認め指示した書類

(4) 「設備費」及び「設置工事費」の契約に係る注意事項

当該補助事業を遂行するための売買、請負、その他の契約をする場合は、一般競争入札を原則とします。ただし、当該補助事業の遂行上、一般の競争に付することが困難である場合は指名競争とすることができます。3社以上、最低でも2社以上から見積を取得した上、契約する事業者を決定してください。

（入札者が3社に満たない場合、業者選定理由書を提出していただきますが、相当な理由と認め難い場合は、補助金の対象外となります。ご注意ください。）

(5) 補助事業者自身、補助事業者の子会社、関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社）が機器等の調達先、工事請負先となる場合は、補助事業の利益等排除の対象となります。この場合の利益等排除の方法は以下のとおりです。

1) 補助事業者の自社調達（工事を含む。）の場合、原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、該当調達品の製造原価をいいます。

2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達（工事を含む。）の場合は、取引価格が該当調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

3) 補助事業者の関係会社（上記2）を除く。）からの調達（工事含む。）の場合

取引価格が製造原価と該当調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

4) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」について

補助事業者は、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが該当調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を提出してください。

(6) 申請書類の提出先及び方法

1) 提出先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目5番5号 櫻ビル8階

日本LPガス団体協議会 補助・受託事業室

TEL: 03-5511-1420 FAX: 03-5511-1421

ホームページ <http://www.nichidankyo.gr.jp/>

2) 提出方法 原則として郵送、又は宅配便でお願いいたします。

封筒宛先面に「**石油ガス災害バルク補助事業 交付申請書在中**」と明記してください。

●<申込書作成に当たっての注意事項>

- ① 提出した申込書等は、申請を取下げた場合等を含み一切返却しませんので、必ず事前にコピーをとって保管してください。
- ② 提出書面は、原則普通紙（再生紙を含む）を使用してください。感熱紙及び青焼きでの申請は受理できません。
- ③ 鉛筆やカラーペン（黒、青色以外）で記載した書面は受理できません。
- ④ 訂正の場合は、修正液を使用せず二重線で消し、訂正印（申請書に捺す印）を捺してください。修正液で訂正したものは受理できません。
- ⑤ 日団協では、提出書類等の記入事項の修正は一切行いませんので、確実に記入してください。
- ⑥ 補助金交付申請書は、添付資料と共に自立可能なハードカバーのA4ファイルに綴じ込んでください。会社等概要（会社案内）及び決算報告書又は事業報告書（直近2年分）はクリアポケット（透明の袋状のもの）に入れて最後に添付してください。

※ **申請書の捺印は法人の場合は法人登録印、個人の場合は実印としてください。**

(7) 交付決定通知書

1) 日団協は、申請に係る書類の審査後、審査委員会に諮り、当該申請が業務方法書（補助事業の要件）に適すると認めるときは、様式第2による補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」といいます。）により申請者にその旨を通知します。又、適正でないと認めるとき等は、理由を付して不受理とした旨を申請者に通知します。

2) 日団協は、前項の交付決定通知書に必要な応じて条件を付けることがあります。

3) 日団協より交付決定通知書を受けた者は（以下「補助事業者」といいます。）は、「石油ガス災害バルク等」の購入に係る発注（契約）を行うことができます。

(8) 「石油ガス災害バルク等」の購入

「石油ガス災害バルク等」の購入に係る発注は、交付決定後とします。それよりも前に発注（契約）した場合は補助金交付の対象外となります。ご注意ください。

(9) 計画変更の承認

1) 交付決定された内容に変更が生じる場合、補助事業者は、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を日団協に提出し、その承認を受けなければなりません。ただし、**業務細則で定める軽微な場合を除きます。**

2) 日団協は、前項に規定する計画変更承認申請書の内容が適正であると認めるときは、その旨を様式第5による計画変更承認通知書により申請者に通知します。

3) 日団協は、前項の通知に際して、必要に応じて条件を付すことがあります。

※ 交付決定後から、上記に書かれている補助対象設備及び機器の変更等を行おうとする場合に提出して頂きます。（補助金の額の変更を伴うケースが予想されるため）

※ 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき及びその他日団協が必要と認め指示した場合も含むものとします。

4) 計画変更承認申請書の提出期間

交付決定後～実績報告書提出日又は平成28年度2月10日いずれか早い日（日団協必着）

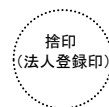
- (10) (様式第1) 補助金交付申請書 P11～P14
- (11) (別紙1) 補助事業に関する実施計画書 P15～P16
上記の添付資料(参考資料1～5) P17～P24
- (12) (別紙2) 暴力団排除に関する誓約事項 P25～P26
- (13) 申請書類の提出先及び方法 P27
- (14) (様式第4) 計画変更承認申請書 P28
- (15) (様式第1) 補助金交付申請書の書き方見本（病院がリースを使って設置する場合）
P29～P32
- (16) (別紙1) 補助事業に関する実施計画書の書き方見本（日団商事株式会社の場合） P33～P34
- (17) 別添1（審査手順） P35

日本LPガス団体協議会 会長殿

平成 年 月 日

**平成 年度石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、
石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)補助金交付申請書**

石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)業務方法書第8条の規定に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。



1. 申請者(補助対象LPガス設備の購入者)

法人名	フリガナ		法人登録印	代表者名	フリガナ	
所在地	郵便番号	フリガナ				
	—	都・道 府・県				
電話番号			FAX			
業務方法書第3条第2号に規定する中小企業者				である。	ではない。	
リース業が定款に掲げられているか(掲げられていないのに、リースをした場合は、補助金の対象外となります)				いる。	いない。	
実務担当者*	氏名 (役職・氏名)		フリガナ			
	所属部署名		フリガナ			
	住所*	郵便番号	フリガナ			
		—	都・道 府・県			
	電話番号		FAX			
e-mail アドレス						
設置先	名称		フリガナ		代表者名	フリガナ
	種別	1 新築 2 既築	業務方法書第4条第2項第3号に記載されている ①に係わる施設() ②に係わる施設() ③に係わる施設()			
	住所	郵便番号	フリガナ			
		—	都・道 府・県			

*日回協からの通知書類等は、「実務担当者住所」欄の住所へ送付します。

*記入する実務担当者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

2. 補助対象LPガス設備の利用者

法人名	フリガナ		法人登録印	代表者名	フリガナ
所在地	郵便番号	フリガナ			
	—	都・道 府・県			
電話番号		FAX			
実務担当者※	氏名		フリガナ		
	所属部署名		フリガナ		
	住所※	郵便番号	フリガナ		
		—	都・道 府・県		
	電話番号		FAX		
e-mail アドレス					

※記入する実務担当者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

※申請者と管理者が同一の場合は記入不要です。

3. 手続代行者(手続きを代行する者がいる場合のみ記載する)

法人名	フリガナ		印	担当者名	フリガナ
所在地	郵便番号	フリガナ			
	—	都・道 府・県			
電話番号		FAX			
e-mail		販売登録番号			

4. 申請する補助事業の概要

(1)概要

--

(2)石油ガス災害バルク等の明細

名称、製造事業者、販売元、型番を記載

--

5. 補助金交付申請額

(1)補助事業に要する経費	円(税抜)
(2)補助対象経費	円(税抜)
(3)補助金交付申請額 ※	円(税抜)

6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額(全て税抜金額)

項目	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
① 設備費	円	円	/	/
② 設置工事費	円	円		
合計	円	円	1/2 又は 2/3	(3)※ 円

※5. の(1)、(2)及び(3)と一致させること。

7. 補助事業の開始及び完了予定日

開始予定日	交付決定日以後	完了予定日	平成 年 月 日
-------	---------	-------	----------

※「補助事業完了予定日」とは、申請者が設備等の代金支払いを済ませた年月日とします。

8. 確認事項(いずれかに○)

(1) 本事業に関し、他の国庫補助金を受けている (他の国の補助金を、同一設備等に対して受けている場合は申請できません)	はい ・ いいえ
(2) 本事業に関し「補助事業者自身・子会社・関連会社」の有無 (該当する場合でも申請できますが、本事業に関し、補助事業者自身・「出資比率15%以上の会社」を工事請負契約者又は資材購買契約者の対象とする場合は、業務細則第14条に規定する利益排除を行わねばなりません)	有 ・ 無
(3) 業務方法書第7条の各号に該当する者(法人にあってはその役員)ではない。 (該当する場合には申請できません)	はい ・ いいえ

補助事業に関する実施計画書

1. 申請者名

2. 補助事業実施場所の地図（最寄駅、最寄バス停等がわかるもの）

例えばグーグルやヤフーの地図でも結構です。

3. 石油ガス災害バルク等を設置する敷地全体配置図（平面図）、設備の配置図（平面図）

①「石油ガス災害バルク等」の設置予定場所の写真を2枚以上A4用紙に貼付けて添付。

②建物を含む敷地の遠景写真を1枚以上A4用紙に貼付けて添付。

4. 石油ガス災害バルク等の設置場所について。（下記のいずれかに○を付ける）

（1）公共施設

（2）公共施設の代替施設

※1)たとえば大規模災害等発生時に役所、消防署及び警察署等の機能が麻痺した場合、その代替施設として賃借する施設を言います。

（2）－1 既に代替施設となっている施設

①役所、消防署及び警察署等と締結した書面の写しを添付。

（2）－2 当該事業終了（H28.2.15）迄に代替施設となる予定の施設

①役所、消防署及び警察署等と締結予定の書面の写しを添付。

※2)役所、消防署及び警察署の公印が押印されるものに限り、たとえば防災課長等の個人印では有効な書面とは認められません。

※3)期間内に有効な書面が取得できない場合は、補助金は交付されません。ご注意ください。

（3）指定避難所等の公的避難所

①指定避難所等の公的避難所であることを示す書類を添付。

（4）地方公共団体と協定を締結した避難所

①地方公共団体と締結した協定書等の写しを添付。

※4)当該地方公共団体の公印が押印されているものに限り、たとえば防災課長等の個人印では有効な協定書等とは認められません。

（5）当該事業終了（H28.2.15）迄に地方公共団体と協定を締結する避難所

①地方公共団体と締結予定の協定書等を添付。

※5)当該地方公共団体の公印が押印されるものに限り、たとえば防災課長等の個人印では有効な協定書等とは認められません。

※6)期間内に有効な協定書等が取得できない場合は、補助金は交付されません。ご注意ください。

（6）病院、老人ホーム等（災害等発生時に避難所まで避難することが困難な者が多数生じる施設）

（7）民間の一時避難所

5. LPガス配管図

①今回工事を実施するLPガス配管図を記載し「非常用LPガス配管」部分は赤線とすること。

※7)「非常用LPガス配管」とは非常用のLPガスしか流れない配管を言います。常用のLPガスが少しでも流れる配管は「非常用LPガス配管」ではありません。従って補助対象外で黒線となります。

P5、注1)を参照ください。

②既存配管とつながる箇所からは「既存配管へ」と記載し、そこからLPガス配管図は省略する。

6. 電気配線図及び電気系統図等

①今回工事を実施する電気配線図を記載し「非常用電気配線」部分は赤線とすること。

※8)「非常用電気配線」とは非常用の電気しか流れない配線を言います。常用の電気が少しでも流れる配線は「非常用電気配線」ではありません。従って補助対象外で黒線となります。

P5、注1)を参照ください。

②今回工事を実施する電気系統図を記載し「非常用電気系統」部分は赤線とすること。

※9)「非常用電気系統」とは非常用の電気しか流れない系統を言います。常用の電気が少しでも流れる系統は「非常用電気系統」ではありません。従って補助対象外で黒線となります。

P5、注1)を参照ください。

③既存配線・既存系統とつながる箇所からは「既存配線・既存系統へ」と記載し、そこから電気配線・電気系統図は省略する。

④P5注3) 1. で指定する発電機の負荷計算書、又は電気機器の明細（ポータブル発電機の場合）を添付

7. 補助事業及び工事等の予定工程表（参考様式1）

※10)支払は原則として銀行振込です。翌年の2月15日以内に支払を済ませてください。それ以降の場合は補助対象外となります。ご注意ください。

8. 購入及び設置工事の予定事業者の選定について

8-1. 事業者選定の方法（下記のいずれかに○を付ける）

- (1) 一般競争入札（行政等の場合）
- (2) 指名競争入札（民間又は行政の場合）
- (3) 随意契約（入札をせず、一社と契約する場合）

8-2. 上記で（3）に○を付けた理由

※11)随意契約をする場合は相応の理由が必要です。相当とは認め難い理由の場合は補助金の対象外となります。

8-3. 落札又は決定（予定）事業者及びその金額（税抜）

8-4. 添付資料

①見積依頼書（参考様式2）の写し（相見積依頼先を含む）

②見積書（参考様式3）の写し（相見積を含む）

※12)見積の各項目が一式で50万円以上の場合には、ブレークダウンさせた明細を添付する。

※13)値引きの際はどの品名に対して行うのか明確に示すこと。（一括出精値引きは禁止）

※14)工事等について、複数社から分離で見積を取得した場合は、見積比較一覧表を作成し添付する。

※15)購入設置する災害バルク、発電機、照明機器、燃焼機器、給湯ユニット及びGHPの一覧表及び当該設備の仕様書又はカタログを添付（予定設備に付箋）

9. 申請者と設置場所の所有者又は管理者が違う場合は、両者で取交す予定の「石油ガス災害バルク等」のリース契約書の案及びリース料減額証明書兼計算書（参考様式4）の案

※16)（参考様式4）を（案）として使用する場合は何も記載せず、そのままの添付で結構です。

10. 実績報告書に添付する誓約書（参考様式5）の案

※17)（参考様式5）を誓約書（案）として使用する場合は何も記載せず、そのまま添付で結構です。

5. 6. が不明瞭の場合は補助金交付申請を返却する場合がありますので、ご注意ください。

参考様式1（予定工程表）

年 月	平成27年									平成28年			備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
補助事業の申請等予定 及び代金支払いの予定等														事業完了予定日： 振込依頼先： 注）支払は銀行振込とします。それ以外は、原則として補助対象外となりますから、ご注意ください。
1. 監督官庁等への 許認可及び届出 2. 工事の工程 ②														

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇〇株式会社 御中

見積依頼書

株式会社〇〇〇〇
〇〇〇部〇〇〇課
氏名 〇〇 〇〇 印

1. 工事名称 石油ガス災害バルク設置工事（於：〇〇〇）
2. 実施場所 〇〇県〇〇市〇〇区〇町〇丁目〇ー〇他
3. 工事期間 着工予定 平成27年 〇月上旬
完成予定 平成27年 〇月中旬
4. 工事範囲 当社が指示した範囲とします。
5. 見積様式 見積項目は①設備費及び②設置工事費に分類すること。
①設備費とは、補助対象の石油ガス災害バルク容器一式及び補助対象の燃焼機器類の購入費用をいう。
②設置工事費とは、補助対象の石油ガス災害バルク容器一式及び補助対象の燃焼機器類の設置工事に係る費用（設計・運搬・搬入費含む）をいう。
6. 見積金額 見積の各項目が一式で50万円以上の場合、それぞれについて見積項目の内訳を記載すること。また、値引きの際はどの項目に対して行うのか明確に示してください。（一括値引きは認めません）
7. 提出期限 (1) 日 時 平成27年〇月〇〇日（火）17:00まで
（※ 郵送の場合「親展」として指定時間厳守のこと）
(2) 提出先 株式会社〇〇〇、〇〇〇部〇〇〇課
宛て先 課長 〇〇〇〇
8. 業者決定 見積書と内訳明細の両面及び工程表より検討の上査定し、社内規定等に基づき最も適切な見積提出者を請負業者とします。

以 上

御 見 積 書(写し)

株式会社〇〇〇〇御中

平成〇〇年〇月〇日

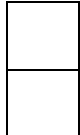
総 価 格 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

御支払条件 別途協議

御受渡場所 〇県〇市〇区〇町〇丁目〇-〇

備 考 _____

(工事等を行う予定の会社)
 〇〇〇株式会社
 代表取締役社長 〇〇〇〇
 (住所) 〒
 (TEL)



◎御見積書有効期間本書日附後90日限りですから期限後御注文の際には一応御照会ください

項目	品 名 仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額
	〇〇へ石油ガス災害バルク等を設置				
1	設備費				
	1-1. 〇〇(株)製石油ガス災害バルク				
	-980** (1,000kg 型)	1	式		**
	1-2. LPガス発電・照明ユニット	1	式		*****
	1-3. LPガス燃焼器(調理・炊飯・暖房)ユニット	1	式		*****
	1-4. LPガス給湯ユニット	1	式		*****
	1-5. GHP	1	式		*****
	小 計				*****
2	設置工事費等				
	2-1.バルク基礎工事	1	式		*****
	2-2.発電機基礎工事	1	式		*****
	2-3.GHP基礎工事	1	式		*****
	2-4.発電機設置工事	1	式		*****
	2-5.GHP設置工事	1	式		*****
	2-6.LPガス配管工事	1	式		*****
	2-7.電気配線工事	1	式		*****
	小 計				*****
	合 計				*****
	消費税 8%				*****
	総合計				*****

注:①上記見積を提出させるために作成した見積依頼書を併せて提出。

②上記項目の内訳詳細(形式・能力、数量、単位、単価)を別紙として添付。

(別紙)内訳明細

	品名	仕様	数量	単位	単価	金額
	〇〇へ石油ガス災害バルク等を設置					
1	設備費					
	1-1-1.石油ガス災害バルク	*****	1	基	*****	*****
	1-1-2.供給ユニット(圧力調整器等)	BRV-20	1		*****	*****
	1-1-3.低圧フレキ管	BR-7-1	1		*****	*****
	1-1-4.マイコンメーター	*****	1		*****	*****
	1-1-5.バルクベース	*****	1		*****	*****
	1-1-6.ガードパイプ	UTIC-700~1000	1		*****	*****
	1-1-7.ガス検知器	XH-611EB	1		*****	*****
	1-1-8.ガス検知器・残ガス警報通信設備	NCU	1		*****	*****
	1-1-9.ガス栓ボックス(防滴型)	RW460-20	1		*****	*****
	1-1-10.支柱ユニット	PRU20LB-2W	1		*****	*****
	小計					*****
	1-2-1.LPガス発電機	*****	1	基	*****	*****
	1-2-2.照明機器	*****	1		*****	*****
	小計					*****
	1-3-1.炊出ステーション	*****	1	台	*****	*****
	小計					*****
	1-4-1.給湯器	*****	1	台	*****	*****
	1-4-2.ラインポンプ	*****	1	台	*****	*****
	小計					*****
	1-5-1.GHP 室外機	*****	1	台	*****	*****
	1-5-2.GHP 室内機	*****	*	台	*****	*****
	小計					*****
	設備費計					*****
2	設置工事費等					
	2-1-1.バルク基礎工事					*****
	2-2-1.発電機基礎工事					*****
	2-3-1.GHP基礎工事					*****
	2-4-1.発電機設置工事					*****
	2-5. GHP設置工事					*****
	2-5-1. 冷媒配管工事					*****
	2-5-2. 排水設備工事					*****

2-1-1. ~2-5-2. 迄で、1式で50万円を超える場合、ブレークダウンさせた明細を添付する。

2-5-3.通信配線工事					****
2-5-4.諸経費等					****
2-6.LPガス配管工事					****
2-7.電気配線工事					****
設置工事費等計					*****
合計					*****
消費税 8%					****
総合計					*****

2-5-3. ～2-7. 迄で、1式で50万円を超える場合、ブレークダウンさせた明細を添付する。

GHPが補助対象となる施設へ非常用設備として設置された場合のみ、1-5、2-3、2-5、1-5-1、1-5-2、2-3-1、2-5、2-5-1、2-5-2、2-5-3 及び 2-5-4 が補助対象となります。(P 3、Dを参照)
 常時使用のGHPは補助対象外です。ご注意ください。

50k容器8本以上の場合、1. 設備費のところの記載例を参考に記入してください。

リース料減額証明書兼リース料計算書

(利用者(設置場所を所有又は管理する者))

(リース事業会社)

【住所】

【住所】

【名称】

【会社名】

印

印

<リース減額証明書>

1. 弊社は、日本LPガス団体協議会が行う「石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)」に関し、当該補助金を利用し「補助対象LPガス設備」をリースする予定でおります。

2. 当該補助金交付を前提に、補助金相当額 円を物件金額(販売価格ベース) 円の一部に充当します。

3. 予定の補助金の交付を受けられない場合は、上記の補助金相当額をお支払いただくか、補助金相当額充当前のリース料に変更いたします。

<リース料計算書>

当該「補助対象LPガス設備」のリース契約の補助金相当額充当後のリース料は、下記のとおりです。

記

1. 物 件 名	
2. 物 件 金 額 (販売価格ベース)	円(消費税等額別)
3. リース期間	
4. 補助金相当額	円(消費税等額別)
5. 補助金相当額充当後 の物件金額	円(消費税等額別)
6. 補助金相当額充当前 の月額リース料 (月リース料率)	円(消費税等額別) 月リース料率
7. 補助金相当額充当後 の月額リース料 (月リース料率)	円(消費税等額別) 月リース料率

参考様式 5 - 1 (誓約書)
(購入して設置した場合)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本 L P ガス団体協議会 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 印
法人の場合は法人登録印、個人の場合
は実印を押印

誓 約 書

個人名又は法人名は日本 L P ガス団体協議会が行う「平成 27 年度石油製品利用促進対策事業費補助金（石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの）」を利用して、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で下記に「石油ガス災害バルク等」を設置しました。

災害等発生時においては、補助金が交付された目的に従い、維持・管理・周知・教育・訓練等を行い、当該「石油ガス災害バルク等」を有効に活用することに努めます。

記

「石油ガス災害バルク等」の設置住所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇 (名称があれば記入) 敷地内

以上

注)上記の設置日は検収日とすること。

参考様式 5-2 (誓約書)

(リース会社からリースを受けて設置した場合)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

日本LPガス団体協議会 殿

設置場所を所有又は管理する者
住所

氏名法人にあつては名称

及び代表者の氏名 印

法人の場合は法人登録印、個人の場合は
実印を押印

誓 約 書

個人名又は法人名は日本LPガス団体協議会が行う「平成27年度石油製品利用促進対策事業費補助金（石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの）」を利用して、平成〇〇年〇〇月〇〇日付で下記に「石油ガス災害バルク等」を〇〇リース会社からのリースで設置しました。

災害等発生時においては、補助金が交付された目的に従い、維持・管理・周知・教育・訓練等を行ない、当該「石油ガス災害バルク等」を有効に活用することに努めます。

記

「石油ガス災害バルク等」の設置住所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇〇（名称があれば記入）敷地内

以上

注)上記の設置日は検収日とすること。

日本LPガス団体協議会
会 長 殿

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以 上

平成 年 月 日

申請者 住所
氏名 法人にあっては名称 印
及び代表者の氏名

法人の場合は法人登録印、個人の場合は実印を押印

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			

(注)

役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

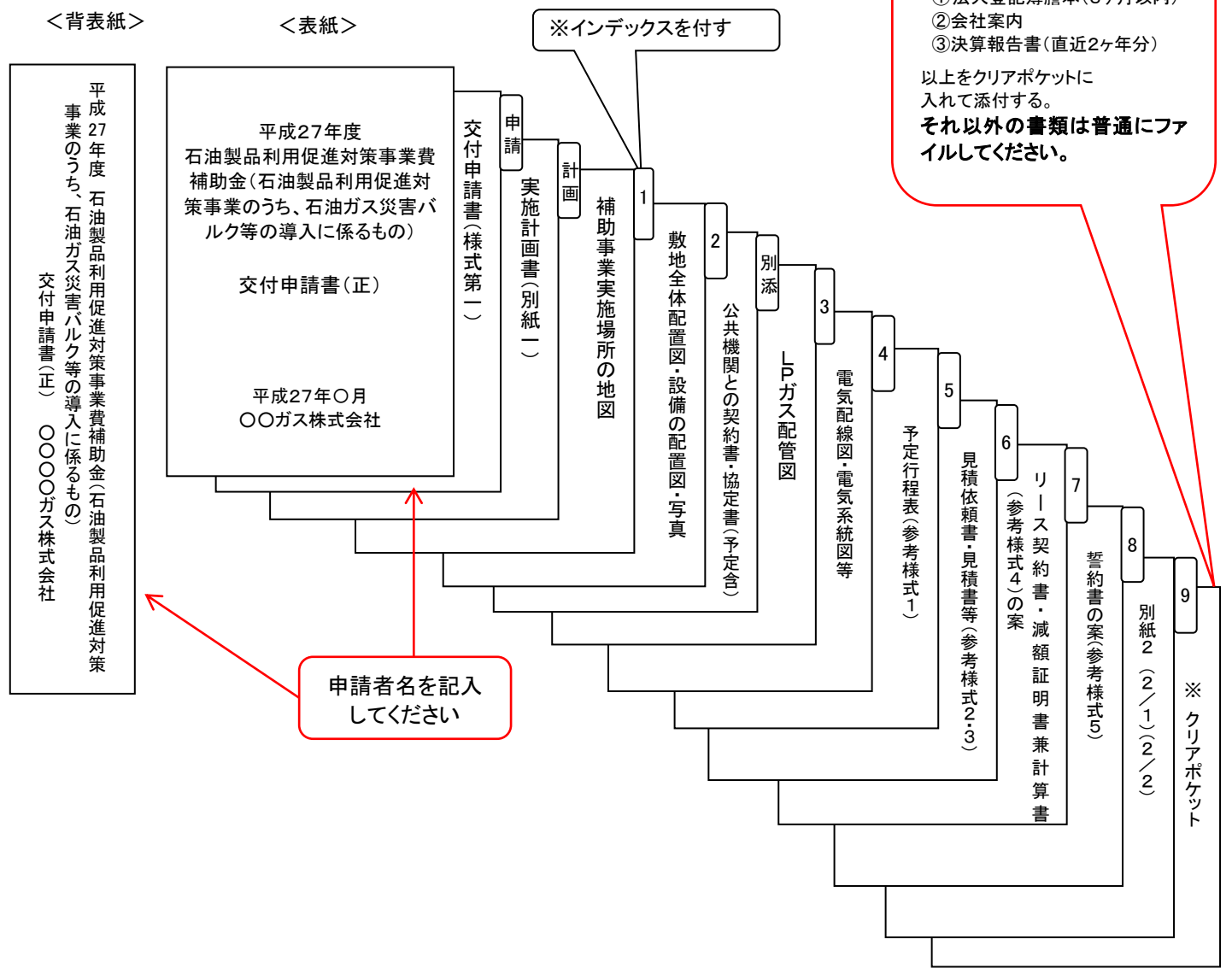
申請書類の提出先及び方法

- 1) 提出先 日本LPガス団体協議会 補助・受託事業室
 2) 住所等 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目5番5号 櫻ビル8F
 TEL (03)5511-1420 FAX (03)5511-1421
 ホームページ <http://www.nichidankyo.gr.jp>
 3) 受付 9:00～17:30(祝・祭日、5月1日、年末年始を除く月～金)

● <申請書作成に当たっての注意事項>

- ① 提出した申請書等は、交付申請を取下げた場合等を含み一切返却しませんので、必ず事前にコピーをとって保管してください。
- ② 提出書面は、原則普通紙(再生紙を含む)を使用してください。感熱紙及び青焼きでの申請は受理できません。
- ③ 鉛筆やカラーペン(黒、青色以外)で記載した書面は受理できません。
- ④ 訂正の場合は、修正液を使用せず二重線で消し、訂正印(申請書に捺す印)を捺してください。修正液で訂正したものは受理できません。
- ⑤ 日団協では、提出書類等の記入事項の修正は一切行いませんので、確実に記入してください。
- ⑥ 提出書類はA4版の自立可能なハードカバーのファイルに下記の通り綴じ込んでください。

(参考) 申請書のファイリング



平成 年 月 日

日本LPガス団体協議会 会長殿

補助事業者	住所		
	氏名	法人にあつては名称 及び代表者の氏名	印

平成 年度石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)計画変更承認申請書

石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)業務方法書第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付番号
2. 変更の内容
3. 変更を必要とする理由
4. 変更が補助事業に及ぼす影響
5. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金額(新旧対比)(別紙)
6. 同上の算出基礎

(注)中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

医療法人日団会が日団リース㈱からリースを受けて、自ら所有及び運営する静岡病院に設置する場合の記入例です。自ら購入し設置する場合の書き方は違いますので【特に4.(1)】ご注意ください。

(様式第1)

日本LPガス団体協議会 会長殿

(1/4)

平成27年 ○ 月 ○ 日

平成27年度石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)補助金交付申請書

石油製品利用促進対策事業費補助金(石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの)補助金交付申請書 業務方法書第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請します。



1. 申請者(補助対象LPガス設備の購入者)

法人名	フリガナ	ニチダンリース カブシキカイシャ		法人登録印	フリガナ	ダイエイトリシマリアクシヤチヨウ ニチダン イロウ	
		日団リース株式会社			代表者名	代表取締役社長 日団 一郎	
所在地	郵便番号	フリガナ	トウキョウト ミナトク トラムオン 2-5-5 サクラビル5F				
	105 - 0001	東京	都・道 府・県	港区虎ノ門2-5-5 桜ビル5F			
電話番号	03-5510-0000		FAX	03-5511-0000			
業務方法書第3条第2号に規定する中小企業者			である。		ではない。		
リース業が定款に掲げられているか(掲げられていないのに、リースをした場合は、補助金の対象外となります)			いる。		いない。		
実務担当者※	氏名 (役職・氏名)	フリガナ	タノウ ニチダン タロウ				
		担当 日団 太郎					
	所属部署名	フリガナ	ニチダンリースカブシキカイシャ リースブ リースイチカ				
		日団リース株式会社 リース部 リース一課					
	住所※	郵便番号	フリガナ	トウキョウト ミナトク トラムオン 2-5-5 サクラビル5F			
	105 - 0001	東京	都・道 府・県	港区虎ノ門2-5-5 桜ビル5F			
電話番号	03-△△△△-0000		FAX	03-△△△△-××××			
e-mail アドレス	nichidantaro@nichidan.co.jp						
設置先	名称	フリガナ	シスオカビョウイン		フリガナ	インチョウ ニチダン ツヨシ	
		医療法人 日団会 静岡病院		代表者名	院長 日団 強		
	種別	1 新築 2 既築	業務方法書第4条第2項第3号に記載されている ①に係わる施設(病院) ②に係わる施設() ③に係わる施設()				
住所	郵便番号	フリガナ	シスオカケン シスオカシ △△ク ○○マチ ×-×				
	424 - 0000	静岡	都・道 府・県	静岡市△△区○○町×-×			

※日団協からの通知書類等は、「実務担当者住所」欄の住所へ送付します。

※記入する実務担当者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

2. 補助対象LPガス設備の利用者

法人名	フリガナ	イリョウホウジン ニチダンカイ		法人登録印	代表者名	フリガナ	リジチョウ ニチダン シロウ		
		医療法人 日団会				理事長 日団 二郎			
所在地	郵便番号	フリガナ	トウキョウト チヨダク マルノウチ 〇-〇-〇						
	100 -	東京	都	道	千代田区丸の内 〇-〇-〇				
	0005		府	県					
電話番号	03-△△△△-〇〇〇〇		FAX	03-△△△△-××××					
実務担当者※	氏名 (役職・氏名)	フリガナ	ブチョウ ニチダン サブロウ			部長 日団 三郎			
	所属部署名	フリガナ	イリョウホウジン ニチダンカイ ソウムブ			医療法人 日団会 総務部			
	住所※	郵便番号	フリガナ	トウキョウト チヨダク マルノウチ 〇-〇-〇					
		100 -	東京	都	道	千代田区丸の内 〇-〇-〇			
	0005		府	県					
電話番号	03-△△△△-〇〇〇〇		FAX	03-△△△△-××××					
e-mail アドレス	nichidansaburo@nichidankai.co.jp								

※記入する実務担当者は、当申請に関わる権限を持ち、内容等を説明できる方として下さい。

※申請者と管理者が同一の場合は記入不要です。

3. 手続代行者(手続きを代行する者がいる場合のみ記載する)

法人名	フリガナ	カブシキガイシャ ニチダン シス'オカエ'イ'キョウ'シヨ		印	担当者名	フリガナ	シヨチョウ ガス マアト	
		株式会社 ニチダン 静岡営業所				所長 瓦斯 真亜人		
所在地	郵便番号	フリガナ	シス'オカケ' シス'オカシ 〇〇ク △△マチ					
	424 -	静岡	都	道	静岡市〇〇区△△町×-×			
	〇〇〇〇		府	県				
電話番号	054-〇〇〇-△△△△		FAX	054-△△△-××××				
e-mail	mato@nichidan.co.jp		販売登録番号	〇〇〇〇				

4. 申請する補助事業の概要

(1)概要

- ①医療法人日団会は経営する「静岡病院」に石油ガス災害バルク等を設置し、災害時には、病院の入院患者等並びに近隣の避難者に対し、炊出及び緊急処置等のための電源確保に役立てる。
- ②当社は「石油ガス災害バルク等」を購入し、「静岡病院」に本施設を設置、医療法人日団とリース契約を行う。

必ず、機器指定された記号番号を記入すること。

(2)石油ガス災害バルク等の明細

名称、製造事業者、販売元又は型番を記載

- ①石油ガス災害バルク貯槽・・・I・T・O株式会社、EBS-498(Y/T)×1基
- ②LPガス発電機・・・〇〇株式会社製、××××番×1台
- ③照明機器・・・株式会社▽▽製、□□□□番×2台
- ④LPガス燃焼ユニット・・・××株式会社製、〇〇〇〇番

5. 補助金交付申請額

(1)補助事業に要する経費	5,400,000円(税抜)
(2)補助対象経費	4,860,000円(税抜)
(3)補助金交付申請額 ※	2,430,000円(税抜)

※補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

(補助金所要額〇〇-消費税等仕入控除税額〇〇=補助金交付申請額〇〇)

消費税は円未満を切り捨てること。

6. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額(全て税抜金額)

項目	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
①設備費	4,400,000円	4,260,000円	/	/
②設置工事費	1,000,000円	600,000円		
合計	5,400,000円	4,860,000円	1/2 又は 2/3	(3)※ 2,430,000円

※5. の(1)、(2)及び(3)と一致させること。

7. 補助事業の開始及び完了予定日

開始予定日	交付決定日以後	完了予定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
-------	---------	-------	-------------

※「補助事業完了予定日」とは、申請者が設備等の代金支払いを済ませた年月日とします。

8. 確認事項(いずれかに○)

(1) 本事業に関し、他の国庫補助金を受けている (他の国の補助金を、同一設備に対して受ける場合は申請できません)	はい ・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
(2) 本事業に関し「補助事業者自身・子会社・関連会社」の有無 (該当する場合でも申請できますが、本事業に関し、補助事業者自身・「出資比率15%以上の会社」を工事請負契約者又は資材購買契約者の対象とする場合は、業務細則第14条に規定する利益排除を行わねばなりません)	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
(3) 業務方法書第7条の各号に該当する者(法人にあってはその役員)ではない。 (該当する場合には申請できません)	<input checked="" type="radio"/> はい ・ いいえ

P28～P31の(様式第1)の事例とは別の事例で記載しています。
連動したものではありませんので、ご注意ください。

別紙1

補助事業に関する実施計画書

1. 申請者名
日団商事株式会社
2. 補助事業実施場所の地図（最寄駅、最寄バス停等がわかるもの）
インデックス1のとおり
3. 石油ガス災害バルク等を設置する敷地全体配置図（平面図）、設備の配置図（平面図）
インデックス2のとおり
4. 石油ガス災害バルク等の設置場所について。（下記のいずれかに○を付ける）
 - (1) 公共施設
 - (2) 公共施設の代替施設
 - ※1)たとえば大規模災害等発生時に役所、消防署及び警察署等の機能が麻痺した場合、その代替施設として賃借する予定の施設を言います。
 - (2) - 1 既に代替施設となっている施設
 - ①役所、消防署及び警察署等と締結した書面の写しを添付。
 - (2) - 2 当該事業終了（H28.2.15）迄に代替施設となる予定の施設
 - ①役所、消防署及び警察署等と締結予定の書面の写しを添付。
 - ※2)役所、消防署及び警察署の公印が押印されるものに限り、たとえば防災課長等の個人印では有効な協定書等とは認められません。
 - ※3)期間内に有効な書面が取得できない場合は、補助金は交付されません。ご注意ください。
 - (3) 指定避難所等の公的避難所
 - ①指定避難所等の公的避難所であることを示す書類を添付。
 - (4) 地方公共団体と協定を締結した避難所
 - ①地方公共団体と締結した協定書等の写しを添付。
 - ※4)当該地方公共団体の公印が押印されているものに限り、たとえば防災課長等の個人印では有効な協定書等とは認められません。
 - ⑤ 当該事業終了（H28.2.15）迄に地方公共団体と協定を締結する避難所**
地方公共団体と締結予定の協定書は別添のとおり。
 - (6) 病院、老人ホーム等（災害等発生時に避難所まで避難することが困難な者が多数生じる施設）
 - (7) 民間の一時避難所
5. LPガス配管図、
インデックス3のとおり
6. 電気配線図及び電気系統図
インデックス4のとおり
7. 補助事業及び工事等の予定工程表（参考様式1）
インデックス5のとおり

8. 購入及び設置工事の予定事業者の選定について

8-1. 事業者選定の方法（下記のいずれかに○を付ける）

- (1) 一般競争入札（行政等の場合）
- (2) 指名競争入札（民間又は行政の場合）
- (3) 随意契約（入札をせず、一社と契約する場合）

8-2. 上記で（3）に○を付けた理由

該当せず。

8-3. 落札又は決定（予定）事業者及びその金額（税抜）

○▽□ガス販売株式会社、金額〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税抜）

8-4. 添付資料

インデックス6のとおり

9. 申請者と設置場所の所有又は管理者が違う場合は、両者で取交す予定の「石油ガス災害バルク等」のリース契約書の案及びリース料減額証明書兼計算書（参考様式4）の案

該当せず。

10. 実績報告書に添付する誓約書（参考様式5）の案

インデックス7のとおり

審査委員会の承認を受ける前のものです。承認を受ける過程において、記載内容が変更となることがありますので、ご承知おきください。

別添 1（審査手順）

石油製品利用促進対策事業費補助金（石油製品利用促進対策事業のうち、石油ガス災害バルク等の導入に係るもの）審査委員会 審査手順

1. 申請の受付

申請額が予算を超えない範囲において、期間を区切って受付を行う。
受付期間中に申請額が予算を超えても、当該受付期間終了まで受付を行う。
申請額が予算を超えた受付期間以降は、新たな受付を行わない。

2. 申請額が予算を超えた受付期間に受付した申請は下記のと通りの優先順位をつけて採択を行う。

記

ステップ1

1) 公共施設等

- ①公共施設
- ②公共施設の代替施設*
- ③当該補助金の事業終了（平成 28 年 2 月 15 日）迄に公共施設の代替施設となる施設*

2) 公的避難所等

- ①地方公共団体が災害時に避難場所として指定した施設*
- ②地方公共団体と協定*を締結した避難所
- ③当該補助金の事業終了（平成 28 年 2 月 15 日）迄に地方公共団体と協定*を締結する避難所

3) 病院、老人ホーム等（災害発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる施設）

4) 民間の一時避難所

以上の順序で採択を行うものとする。

ステップ2

ステップ1のいずれかの段階で優先順位がつかず、予算を超える場合、地方公共団体から災害時に受入要請のあるもの*を優先して採択するものとする。

ステップ3

ステップ2の段階で優先順位がつかず、予算を超える場合、バルク設置先を優先して採択するものとする。

ステップ4

ステップ3の段階で優先順位がつかず、予算を超える場合、都市ガス供給エリア内の設置先を優先して採択するものとする。

ステップ5

ステップ4の段階で優先順位がつかず、予算を超える場合、その段階において、申請額に応じて残った予算額を按分するものとする。

*印はエビデンスの提出を必須とする。

以 上

日本LPガス団体協議会（日団協）
補助・受託事業室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目5番5号 櫻ビル8F
TEL (03)5511-1420 FAX (03)5511-1421
ホームページ <http://www.nichidankyo.gr.jp/>

受付時間／9:00～17:30（祝・祭日・5月1日・年末年始を除く月～金）